



指定外ごみ袋の使用期間を延長 指定ごみ袋が買えない場合の臨時対応

豊中市は、昨今の中東情勢の影響による市指定ごみ袋の品薄・品切れが一部店舗で発生している状況を受け、市民生活の負担や混乱の軽減を目的に、臨時的に実施している指定外ごみ袋での排出可能期間を延長します。

これまで令和 8 年 6 月 1 日から 7 月 31 日までの臨時措置により、ごみ袋の販売状況は改善傾向にありますが、一部地域では依然として入手しづらい状況が続いています。このため、同措置を令和 8 年 9 月 30 日まで延長し、市民が安定してごみ出しできる環境を確保します。なお、排出方法の変更はありません。

臨時措置の概要

実 施 期 間：令和 8 年 9 月 30 日（水）まで ※状況により延長

使用可能な袋：透明または中身が見える半透明の 10～45 リットル程度の袋

- ・乳白色や色付きの袋は不可
- ・薄い袋（クリーニング店のポリカバー等）は、
収集の際に破れやすいため、使用しないでください。

排 出 方 法：袋にマジック等で「ごみ」と必ず明記（誤収集防止のため）



【報道機関からの問い合わせ先】

環境部 家庭ごみ事業課 担当：渡邊・田中

TEL：06-6858-2275

E-mail：kateigomi@city.toyonaka.osaka.jp